

# 荷為替付 CIF 売買における物権変動に 関する一考察

—— Paper B/L と Electronic B/L の場合 ——

西道彦

## 目 次

はじめに

- I. Paper B/L と所有権移転の理論
  - II. Electronic B/L と所有権移転の理論
- おわりに

## はじめに

国際貿易取引で広く採用されている CIF 契約は、現段階では書面形式の船荷証券 (Paper Bill of Lading) によって実行されているが、将来的には、電子式の船荷証券 (Electronic Bill of Lading) に取って代られるものと考えられる。

そこで、このような過渡期において電子化する場合の中核的問題である所有権移転の問題を考えることは重要であろう。

荷為替の利用を前提として、CIF 契約における所有権の移転に関する諸理論を検討し、それを踏まえて船荷証券を電子化した場合にも応用できる理論を探究したいと考えている。

## I. Paper B/L と所有権移転の理論

CIF 条件は、原則的には象徴的引渡しの条件である。象徴的引渡しでは、物品を運送人(厳密には本船)に引き渡した後、交付される権利証券である船荷証

券 (Bill of Lading) を買主に手渡すことにより引渡しが完了したと見なされる。

このような性質を持つ CIF 条件は、権利証券としての譲渡可能な (negotiable) 船荷証券の入手が必要になる。

しかしながら、1990年のインコタームズ (Incoterms) では、非流通性運送書類の発行を認めており、必ずしも流通可能な運送書類である必要はないとの規定がなされている。この点は、CIF 契約の本質から考えて問題であろう。

所有権と危険の移転については、契約当事者が任意に取り決めることが可能であるが、CIF 条件の契約による場合には、原則的には危険 (risk) は、所有権 (property) に伴って移転するものと考えられる (これは純粋な場合であって荷為替を利用することによって後述するように問題が複雑となる)。すなわち所有権が、売主の引渡しに関する義務が完了し、物品が引き渡せる状態になった時に移転するものと一般に考えられているので、それに伴って危険も移転するものと考えられる。

CIF 条件は、物品の引渡しは本船船上で行われ、物品の滅失 (loss) と損傷 (damage) は、本船舷側欄干を通過した時に売主から買主に移転する。したがって原則として所有権も船積と同時に移転するものと考えられる。

CIF 契約は、書類引換払という性質があるが、船積書類の引渡しは、場合によつては、輸出地において実行されることもあり、必ずしも輸入地に限定されるものではない。しかしながら、一般には CIF 契約は、信用状 (Letter of Credit) の下で荷為替手形 (Documentary Bill of Exchange) による決済を通して、象徴的引渡が行われている。すなわち船荷証券が輸出地の買取銀行から輸入地の L/C 発行銀行に渡り、次にその銀行を通じて輸入者に手渡されることになる。そしてこの時点で引渡しが完了したものと見なされる。それゆえ売主が契約に定められた義務を履行した時に、所有権が移転するとすれば、買主に船積書類が引き渡された時に移転するのではないかと言うことになり、論議を呼んだ。

まず、英國流の考え方を整理してみたい。

英國物品売買法 (The Sale of Goods Act) 第20条第1項では、「別段の合意がない限り、物品の所有権 (property) が買主に移転するまでは、その物品は売主

の危険負担 (seller's risk) とし、その所有権が買主に移転したときは、引渡し (delivery) の有無に関わらず、その物品は買主の危険負担とする」と規定されており、原則として、危険は所有権に伴うとされている。

ただし、第19条において処分権の留保について規定している。特に同条第2項において、「物品が船積され、その船荷証券によって売主またはその代理人 (agent) の指図 (order) の下に物品が引き渡されるべき場合には、売主は、処分権 (the right of disposal) を留保したものと推定される (prima facie deemed to reserve)」と規定しており、船荷証券が売主の指図式の場合を定めている。すなわち船会社から入手する指図式船荷証券を所持することにより、売主は物品の処分権を留保することになる。

この点について Schmitthoff は、CIF 契約においては、1979年物品売買法 (The Sale of Goods: SGA) 第32条第1項の推定 (presumption) にもかかわらず、船荷証券が買主に引き渡された (delivered) 時に、物品が買主に引き渡されたものと見なされる。SGA 第20条の規定に反し、CIF 契約において、物品の所有権 (property) は通常船積 (shipment) とともに移転せず、危険の移転 (passing) と所有権の移転とは分離する (separated) 旨、説明している<sup>(1)</sup>。

また、Sassoon は、所有権は、契約に充当しない限り移転しない。さらに契約の充当があり所有権が買主に移転したかどうかは船荷証券の形式 (form) によるのであり、船荷証券を買主の指図式とした時に無条件で所有権は移転するが、売主の指図式のときは買主の代金支払いがあるまでは所有権は移転しないが、その時売主が所有するのは一般財産権 (general property) であるとの見解を示している<sup>(2)</sup>。

これに対して、米国では、1906年統一売買法 (Uniform Sales Act: USA) 第20条第2項で「物品が船積され、かつ船荷証券によって売主またはその代理人 (agent)、あるいは、売主またはその代理人の指図人 (order) に引き渡されることになっている場合には、売主はそれによって物品の所有権 (property) を留保する (reserves)。しかしながら船荷証券の形式 (form) を除き、所有権が物品の船積時に (on shipment) 買主に移転したと考えられる場合には、売主の

所有権は買主による契約上の義務 (obligations under the contract) の履行 (performance) を確保するためにのみ存在するものと見なす」と規定し、所有権分有の考え方を導入している。

この所有権の分有理論は、Vold によって明確に説明されている。Vold は、「個々の取引の条件において、ある一定の動産 (chattel) の財産利益 (property interests) は、数人の当事者間で分割される。」と述べ<sup>(3)</sup>、さらに「権原 (title) が単に代金回収上の保全のために、ある人によって保持されるような売買を取り決めた場合には、買主は、受益利益所有者 (beneficial owner) となる。買主は、売主または金融機関が担保利益 (security interest) を保有することを条件として受益利益 (beneficial interest) を持つ」と、所有権分有という考えを端的に展開している<sup>(4)</sup>。

一方、米国統一商法典 (Uniform Commercial Code: UCC) は、新しいアプローチを採用している。すなわち危険負担、被保険利益など個々の問題ごとに個別の規定を設ける問題解決型のアプローチを取り入れている。これは、单一不可分の所有権すべて一義的に法律的効果を決めることではなく、危険負担、担保権、受益利益、被保険利益など売買当事者間の売買契約関係として考えていくというものである。つまり所有権の法律的効果であるさまざまな法律行為を一つ一つ決めていくという方法を採用している<sup>(5)</sup>。

ただし、この個別規定で解決できない場合のために、所有権についての補足規定が、第2-401条に「売買契約においては、契約の目的物として物品が特定される (2-501条) 前に当該物品の権原が移転することはない。また別段の明示的合意のない限り、買主は、契約目的物の特定により本法の定める意味での特別な財産権を取得する。売主が、買主に宛てて積み出し、もしくは買主に引き渡した物品について、何らかの権原 (財産権) を留保したときは、担保権の留保としてのみ効力を有する。これらの規定および担保付き取引に関する第9編の適用がある場合は別として、物品に対する権原は両当事者の明示的合意に基づく方法および条件で、売主から買主へ移転する」と設けられている。

後で取り扱うことになるが、船荷証券を電子化する場合（権原の登録、移転

等) には、分割所有権利益の理論 (Theory of Divided Property Interest) を始めとする考え方は、大いに参考になるものと考えられる。

また、売主が代金の支払いを受けるまで確実に物品の所有権を留保したい場合には、所有権留保の特定条件を契約条項に明記すると言う方法がある。これは、所有権留保約款と言われるもので、ドイツにおいて広く用いられている。

所有権留保の形式については、下記の分類が代表的である。まず第一は、一般所有権留保 (*gewöhnlicher Eigentumsvorbehalt*) という形式で、これは、所有権の移転については、買主の完全な代金支払を停止条件としてなされるものとする。第二は、延長所有権留保 (*verlängerter Eigentumsvorbehalt*) という形式で、買主による完全な代金の支払があるまで物品の所有権を留保するだけでなく、物品の所有権留保を買主が転売して取得する転売代金債権まで拡張すると言うものである。第三は、拡大所有権留保 (*erweiterter Eigentumsvorbehalt*) という形式で、当該売買契約に基づく債権だけではなく、当該物品に係る売買契約とは直接関係のない別個の契約に基づく債権までも担保させ、完全に代金が支払われるまで所有権を留保しようとするものである<sup>(6)</sup>。

このような条項を契約書に明記することによって、売主は、購入代金を現金で受け取るまで売却した物品の財産権を留保することができる<sup>(7)</sup>。

それでは、わが国では、貿易取引においてはどのように所有権は移転するのであろうか、ここで検討してみたい。

民法第176条には、「物権の設定及ヒ移転ハ当事者ノ意思表示ノミニ因リテ其効力ヲ生ス」と規定されており、物権の移転は当事者の意思によって決定される。

しかしながら、当事者間の意思表示が明確である場合は、問題はないが、意思が不明確である場合には、問題である。

わが国では、特別の約束のない限り、原則として売買契約があった時点で所有権も移転すると考えられているが、CIF 契約のように物品そのものの引渡しによらないで、物品を船荷証券に化体し、この証券をもって売買契約の履行を行う場合には、特別の約束があることになり、問題は複雑となる。

とくに CIF 取引は、荷為替取引と結び付いて実行されることが一般的である。この荷為替取引とは、隔地者間の送付売買において、売主が、運送中の物品に対して有する引渡請求権を表彰している船荷証券を担保として金融を受ける取引である。

荷為替付 CIF 売買においては、この積荷に対して発行される船荷証券が、どのような内容で作成されたかによっても、所有権の移転に影響ができる。すなわち船荷証券面の荷受人が買主を権利者とする記名式で発行されたときは、船積と同時に物品の所有権は買主に移転することになるが、しかし売主が代金回収のためにその船荷証券を売主の指図式として発行された時には、これを裏書して買主に引渡したときに所有権は移転することになると考えられる。

この船荷証券の物権的効力については、学説が分かれている。

「相対説」は、占有に関して船荷証券を持っている証券所持人の間接占有と、実際に運送品を持っている運送人の直接占有に分け、船荷証券の引渡しが、運送人の直接占有を通じて船荷証券の所持人の運送品に対する間接占有を移転するものと考える。この説に対する批判は、運送品が物理的に滅失し、あるいは法的喪失（第三者による善意取得）した場合は、物権的効力も否定されるということである。この「相対説」は、さらに「厳正相対説」と「代表説」に分かれる。

「厳正相対説」は、間接占有の取得は民法第184条の指図による占有移転の要件を備えなければならないとする。

「代表説」は、船荷証券が運送人の占有する運送品そのものを代表しているから、この船荷証券の引渡しによる証券の取得は運送品に関する間接占有を取得するものとする。すなわち民法第184条の指図による占有移転の手続きをすることなく、運送品を代表する船荷証券の引渡しのみで物権的効力が生じるものと解している。

次に、「絶対説」は、証券の引渡しが運送品の引渡しと同一の効力を有することは、民法に定める占有移転に関する規定（第182～184条）以外の商法の物権的効力を定める規定（第575条）によって認められた占有移転原因に基づく

ものであるとする考え方である。つまり運送人の運送品に関する占有の有無に関わらず、船荷証券の引渡しによって運送品そのものの占有移転が絶対的に生じるものとする。

最後に、「否認説」というのは、船荷証券の物権的効力を否定する説である。この説に対する反対批判は、商法第575条の物権的効力に関する規定を意味のないものとするとの指摘がある。

上記の諸学説の中で、船荷証券の物権的効力が生じる理由として、証券所持人が、運送人に対する運送品引渡請求権に基づき、運送品につき間接占有を有し、証券の占有移転によりその間接占有が移転するからであると言う「相対説」が、受け入れ易い。

厳密には、証券の引渡しについて指図による占有移転の要件を備えなければ物権的効力が生じないとする「厳正相対説」の考え方には、後述するペーパーレスの電子式船荷証券に関して、電子データ交換 (Electronic Data Interchange: EDI) により権利を移転する場合には合理的であり、この「指図による占有移転」が、物権移転の手続き上、欠かせないものと考えられる。

## II. Electronic B/L と所有権の移転

船荷証券の電子化の取り組みについては、まず CMI 規則を挙げることができる。海事私法専門家の国際的団体である万国海法会 (Comité Maritime International: CMI) では、1990年 6 月に「電子式船荷証券に関する CMI 規則」を採択した。

この CMI 規則は、船荷証券の機能を電子データ交換 (EDI) により代替するための事務手続きとして、(1) 電子式船荷証券の成立、(2) 荷送人により第三者への権利移転、(3) 仕向地における貨物の引渡しの各段階において電子的データ交換の方法、が具体的に規定されている<sup>(8)</sup>。

さらに電子式船荷証券による運送品上の物権移転に関しては、CMI 規則では、運送品支配・処分権を電子的に移転するための手続きとして、第 7 条b項

で、(1)譲渡人から運送人への権利移転の通知、(2)運送人から譲受人への運送契約の開示、(3)譲受人から運送人への権利移転の通知、(4)運送人から譲受人への新しい「個人キー (Private Key)」の発給の4段階を定めている<sup>(9)</sup>。

前節で述べたように、船荷証券の物権的効力に関しては、「厳正相対説」に立つと、証券所持人は、運送人に対する運送品引渡請求権に基づき運送品につき間接占有を有し、証券の占有移転によりその間接占有が移転することになるが、証券の引渡しについては指図による占有移転の要件を備えていなければ、物権的効力が生じないと考えられる。

CMI 規則の下での電子式船荷証券についても、運送品支配・処分権の電子的移転により、運送品の間接占有が移転するものと考えられる<sup>(10)</sup>。その場合、電子式船荷証券による運送品上の物権移転の手続きとしては、上述の CMI 物権移転手続きから考えて指図による占有移転の要件を備えていることが必要であろう。

この CMI 規則は、電子式船荷証券に関して、電子データ交換 (EDI) により権利を移転する場合、運送人に対する「指図による占有移転」の具体的方法の一つの試みであると考えられる。

ただ、この CMI 規則で、仕向地における貨物の引渡しについて若干の問題点を指摘したい。この規則においては、仕向港での貨物の引き取りは、データバンクに登録されている権利者から運送人に対して通知で行うことになっている。その際、暗証番号を言わなくても正当な権利者だと言うことが確認できれば、貨物を受け取ることができるようなシステムになっている<sup>(11)</sup>。

しかしながら、電子式船荷証券が、ペーパー形式の船荷証券に代替されるのであるならば、船荷証券の法的性質の一つである呈示証券性がなければならない。すなわち、電子式船荷証券自体に価値があるものである以上、貨物の引き取りに当たっては、相手に呈示する必要があると考えられる。それゆえ、運送人は、引き取りに来たものが暗証番号を言わない限り、貨物を引き渡すべきではないと考えられる。

次に、この CMI 規則を法的枠組みとして参考にしたと言われている船荷証

券等の船積書類の電子化を目的とした実験プロジェクトがある。このプロジェクトは、ボレロ・プロジェクト（Bolero Project）と呼ばれている。これは、1994年から1995年にかけてEUが中心となり、欧米およびアジアの企業がコンソーシアムを組み、譲渡性有価証券である船荷証券などの船積書類の電子データの登録・保管・認証とその可能性をUN/EDIFACT<sup>(12)</sup>標準にしたがって実験するEDIプロジェクトである。

ボレロ・プロジェクトによる船荷証券の電子化の方法は、ペーパー形式の船荷証券の譲渡による運送品の権利の移転に代わって、その船荷証券の内容の電子データを中央登録機関に登録することによって権利の移転を実現しようとするものである。この登録には、当該権原に係る情報の電子的唯一性と正当性、および二重譲渡不能の機能が保証されることになっている。このシステムにおいては、船積書類の中央権利データベースは、タイトル・レジストリー（Title Registry）と言われる権利登録データベースである。このデータベースにおいて、電子化される船荷証券の内容および権利関係の変更が、すべて管理されることになっている。この登録により、機能的に見れば、ペーパー形式の船荷証券の譲渡と同等の効果が確保されるとされている<sup>(13)</sup>。

ボレロのタイトル・レジストリーの機能について言えば、OwnershipとHoldershipが別々に権原登録されることになる。権利の移転についても、所有者が占有者でない限り、分離して行われる。すなわち OwnershipとHoldershipが時期的にずれて移転することになる。権利登録データベースの機能は、譲渡性船荷証券のOwnershipとHoldershipの登録、保管、譲渡である。したがってこの権利登録データベースは、船荷証券に関連する権利の正当なOwnershipとHoldershipを管理し、権利の敏速かつ正確な移転を保証することになる。たとえば取消不能信用状の下で、荷為替付CIF取引を行う場合、輸出者（exporter）は、船荷証券を買取銀行に呈示して、買取を依頼することになるが、ボレロの電子式船荷証券の下では買取に際して権利のうちHoldershipは買取銀行に移転するが、Ownershipは、依然として輸出者に留まる。次にこのHoldershipは、買取銀行から信用状発行銀行に移転する。しかし

Ownership は、所有者が占有者でない限り移転することはないことになる<sup>⑭</sup>。

このようにボレロにおいては、権原登録の段階で 2 つに分け、権利の移転も買主の為替手形金の支払い（または手形の引受）がなされるまで、売主は物品の所有権を留保できるようなシステムになっている。

すなわち、荷為替付 CIF 売買においては、買取銀行に物品の所有権が一部移転しており、したがって買主への船荷証券の交付により、形式的には買取銀行から買主へ所有権の移転を生じることになると考えられるが、しかしこの買取銀行の有する所有権は、担保のための Holdership に過ぎず、売買当事者間における完全な所有権を確保するためには、買主の手形の支払い（または引受け）と引き換えにする船荷証券の Ownership の移転が必要であるのである。

船荷証券の発行がある場合の物品の物権変動に関して、運送品の占有移転の要件を具備するためには船荷証券の引渡しを要するのであるが、電子式船荷証券においても、この原則は、変わらないものと考えられる。

したがって、この電子式船荷証券の場合は、電子式船荷証券の引渡しに当たって、その裏書は、電子署名 (digital signature) により行われることになる。

具体的には、Holdership の移転手続きについては、ボレロの Business Requirements Specification: BRS (業務要件仕様書) に下記のように定められている<sup>⑮</sup>。(1) 現在の所持人は、予定されている所持人 (holder designate) にボレロ船荷証券の移転を申し出る。(2) 予定所持人 (holder designate) は、現在の所持人宛てのメッセージによって占有権 (holdership) の引き継ぎ、同意を知らせる。(3) この通知を現在の所持人が受領すれば、運送人に占有権 (holdership) の移転を通知する。(4) 運送人は、新所持人に対し、運送条件にしたがって、新所持人が自分自身を指図人とするボレロ船荷証券に表示された物品の保有者であることを確認する (confirm)。

上述したようにボレロにおいては、権利の登録、移転に関して 2 段階方式をとっているが、これは、前章で述べた Vold の分有理論を応用したものと考えられる。

## おわりに

信用状の下での荷為替を利用した CIF 契約における所有権の移転問題については、前述したように種々な考え方があるが、ペーパー形式による船荷証券ではなく、電子式の船荷証券を念頭において考えた場合、Vold の分有理論は、権利の移転プロセスが明解であるために関係当事者間に問題が生じ難いと考えられ、実用的であろう。

それゆえ、ボレロにおける Holdership と Ownership に見られる権利の分割という方法は、所有権の存在が明確であるだけに、今後も電子化の過程で利用されていくものと考えられる。

### 注

- (1) Clive M. Schmitthoff, *Schmitthoff's Export Trade*, 9 th ed., London Stevens & Sons, 1990, pp 42~43.
- (2) Sassoon, *CIF and FOB Contracts*, Stevens, 1968, pp. 195~196.
- (3) L.Vold, *Cases and Materials on the Law of Sales*, 3 rd ed. St. Paul, 1960, P. 130.
- (4) Vold, *Ibid*, P. 4.
- (5) 藤枝哲著「国際貿易売買における所有権移転時期理論の一反省」『日本貿易学会年報』1980年, P. 85.  
新堀聰著『貿易取引入門』日本経済新聞社、1992年、PP. 362~363.
- (6) Karl Friedrich Erbach, *Betriebswirtschaftslehre*, Winklers Verlag, Darmstadt, 1997, PP. 108~109.  
田辺光政著「ファクタリングと延長所有権留保」『神戸学院大学法学論集』第7巻第3・4号, P. 58.
- 米倉明著「流通過程における所有権留保(一)(二)(三)」『法学協会雑誌』第81巻第5号, 第82巻第1・2号.
- (7) Schmitthoff, *The Export Trade*, P. 46.
- (8) 金融情報システムセンター 『クロスボーダー取引における金融 EDI に関する研究会報告書』1998年.
- (9) Comité Maritime International, *CMI Uniform Rules for Sea Waybills*, CMI, 1990, Article 7b.
- (10) 江頭憲治郎著「電子船荷証券のための CMI 規則について」『海法会誌』復刊34号、P. 10.
- (11) 河村寛治著「貿易取引の電子化をめぐる諸問題(下)」『金融法務事情』No. 1542, 1999年、P. 25.

- (12) UN/EDIFACT とは、"United Nations Rules for Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport"（行政、商業および輸送についての電子的データ交換のための国際連合規則）を言う。
- (13) 金融システム情報センター、前掲書、P. 17, 32, 38.
- (14) 八尾晃著「貿易書類 EDI (Bolero Project) における Title Registry の機能について」『日本貿易学会年報』、1999年。
- 八尾晃著「スイフトと電子船荷証券システムの課題」『日本貿易学会年報』、1998年、P. 141.
- Bolero (*Home Page*) <<http://www.webcom.com/~pjones/boleroar.html>>
- (15) Bolero Project Team, *Business Requirements Specification* (Version 1.0/1997. 9. 12)  
(注記)
- 荷為替取引の場合における運送品の所有権の移転に関する優れた研究として谷川久教授の「荷為替決済と物権変動」『ジュリスト増刊国際私法の争点(新版)』がある。本稿も同論文に負うところが多い。

### 主要参考文献

- A.N. Yiannopoulos, *Ocean Bills of Lading: Traditional Forms, Substitutes, and EDI Systems*, Kluwer Law International, 1995.
- Bolero Consortium, *Bolero Final Report*, 1995.
- Chalmers' *Sales of Goods Act 1893*, 17 th ed., by Michael Mark, London, 1975.
- Clive M. Schmitthoff, *Schmitthoff's Export Trade*, Stevens & Sons, London, 1990.
- Comité Maritime International, *CMI Rules for Electronic bills of Lading*, CMI, 1990.
- David M. Sassoon, *CIF and FOB Contracts (British Shipping Laws Vol. 5)*, Stevens & Sons Ltd., London, 1968.
- Karl Friedrich Erbach, *Betriebswirtschaftslehre*, Winklers Verlag, Darmstadt, 1997.
- Lawrence Vold, *Cases and Materials on the Law of Sales*, 3 rd. ed., St. Paul, 1960.

朝岡良平編『国際商務論の諸問題』同文館、1998年。

井上徳男著『貿易取引(改訂版)』同文館、1994年。

大塚朝夫・福田靖・横山研二著『体系貿易商務論』成美堂、1993年。

岸田雅雄著『企業取引法入門』日本経済新聞社、1996年。

河野公洋著『国際電子商取引の実際』東京経済情報出版、1999年。

上坂西三著『貿易慣習』東洋経済新報社、1962年。

根田正樹著『企業取引法』弘文堂、1997年。

財団法人金融情報システムセンター『クロスボーダー取引における金融 EDI に関する研究会報告書』1998年。

財団法人安田火災記念財団『電子式船荷証券のための万国海法会規則と船積書類の革新』安田火災記念財団叢書 No. 35, 1991年。

佐原寛二著『国際流通の電子化革新』中央経済社、1999年。

澤木敬郎・戸場準一編『ジュリスト増刊国際私法の争点(新版)』有斐閣、1996年。

- 高桑昭・江頭憲治郎編『国際取引法(第二版)』青林書院、1993年.
- 田中信幸著『国際取引法』社団法人商事法務研究会、1994年.
- 円谷峻著『現代契約法の課題』一粒社、1997年.
- 中村弘著『貿易契約の基礎』東洋経済新報社、1983年.
- 新堀聰著『実践貿易取引』日本経済新聞社、1998年.
- 新堀聰著『貿易売買』同文館、1990年.
- 新堀聰著『貿易取引入門』日本経済新聞社、1992年.
- 日本貿易学会『日本貿易学会研究年報』第11号～第20号(合本)、1998年.
- 八尾晃著『国際取引と電子決済(改訂版)』東京経済情報出版、1999年.